

# 障害児通所支援の在り方に関する意見等

社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

# 団体の概要

## 1. 設立年月日

昭和39年6月13日(昭和41年社会福祉法人認可)

## 2. 活動目的及び主な活動内容

全国重症心身障害児(者)を守る会(親の会)は、重い障害をもつ子どものいのちを守るため、親たちが中心となって昭和39年6月13日に設立しました。

当時の国の福祉は障害が重く社会復帰できないものには及ばず、「社会の役に立たないものに国のお金は使えません」との声も聞かれる世相の中で、私たちは「どんなに障害が重くても真剣に生きている この命を守ってください」、また「社会の一番弱いものを切り捨てることは、その次に弱いものが切り捨てられることになり、社会の幸せにつながらないのではないですか」と訴え、理解を深める努力をしてまいりました。

以来半世紀にわたり、「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念に沿って、重症心身障害児者の医療・福祉・教育における施策の充実に向けた運動を展開するとともに、親の意識の啓発と連携を密にするため全国各地に支部を置き、地域における重症心身障害児者への理解を深める活動を続けております。

### 【主な活動内容】

- ・親の会との共催により、毎年各地で全国大会を開催。全国8ブロックで各ブロック大会を開催
- ・重症心身障害児療育相談センター、保健医療・福祉施設あしかがの森の運営(直営)
- ・世田谷区立三宿つくしんぼホームの運営(指定管理者)
- ・東京都立東大和療育センター、東京都立よつぎ療育園、東京都立東部療育センターの運営(指定管理者)
- ・中野区立療育センターアポロ園、中野区子ども発達センターたんぽぽの運営(指定管理者)
- ・品川区重症心身障害者通所事業所ピッコロの運営(委託契約)
- ・重症心身障害児在宅療育支援センターの運営(東京都との委託契約)
- ・大田区立障がい者総合サポートセンター(さぽーとぴあ)B棟の運営(委託契約)
- ・機関誌「両親の集い」の発行

## 3. 会員(親の会) : 約 1万人

# 障害児通所支援の在り方に関する意見等(1)

はじめに

平成24年の児童福祉法改正により、予算事業として実施されていた重症心身障害児(者)通園事業については、児童発達支援事業に含まれることとされ、事業の法制化・安定化が図られたことにより、重症心身障害日中活動事業所は約230か所運営されていることに感謝申し上げます。

しかしながら、下記Ⅰ～Ⅲが実現できていないと思われまます。

## Ⅰ 児童発達支援センターの位置づけについて

- 平成24年法改正時の制度設計において、児童発達支援センターは、参考資料(1)(2)にあるように障害福祉圏域に1～2か所設置され、市町村に複数か所設置される児童発達支援事業所のネットワークの中心と位置付けられていました。
- 福祉型児童発達支援センターが知的障害児通園施設や難聴幼児通園施設から移行することを考慮し、共通する職員配置基準を一本化し、これを基礎に障害特性を踏まえた支援(職員配置)が引き続き行われるように報酬で評価するというものでした。

## Ⅱ 児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方について

- 参考資料(1)にあるように、児童発達支援事業所は、児童発達支援センターのサテライトとして、支援の量(機会)の拡大を担って障害児の通園可能な範囲をカバー設置される制度設計がなされていました。
- あわせて、これら支援の質を担保するため、本人支援のみならず家族支援を含んだ「児童発達支援ガイドライン」も作成されています。

## Ⅲ インクルージョンの推進について

- 平成24年法改正時は、国連の児童権利宣言や条約、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりを目指したノーマライゼーションの理念、特別支援教育の推進などが背景にあり、障害のある子どももいない子どもも様々な子どもが互いにふれあいの中で育っていくことは、共生社会の形成に向けてすべての子どもにとって有益との基本理念のもと検討されたと認識しています。

以上のことから、次の事項について検討することが必要と思われまます。

- 1 人材の確保が難しいこと
- 2 専門的支援の質の向上のため第三者評価の受審促進を行うこと
- 3 適切な報酬を設定するための財源を確保すること

# 障害児通所支援の在り方に関する意見等(2)

## 1 人材の確保が難しいこと

- (1) 待機児童解消政策のもと保育所等の数は、平成24年の23,711か所から令和2年には37,652か所となっており、その増分の保育士の需要が増えており、児童指導員を含めても障害児分野の人材の確保が難しい状況です。  
特に、障害児支援を担当する保育士等は、豊富な経験と知識が求められています。
- (2) 人材の確保は、それぞれの事業所で行うことを基本として、障害児分野の人材の育成研修を児童発達支援事業所のネットワークの中心である児童発達支援センターが担い、センターにベテランの研修専任職員を配置することが考えられます。  
そのためには、育成研修を担うベテラン職員の人件費や、研修に参加するサテライトの事業所の代替職員雇上げ経費の補助などの仕組みが必要になります。
- (3) この仕組みは、保育士や児童指導員のみならず、相談支援員、医療従事者などの研修体系を構築することで、障害児支援人材の支援技術の向上、職場定着に有効と考えられます。

## 2 専門的支援の質の向上のため第三者評価の受審促進を行うこと

- (1) 社会福祉法では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、これに基づき、福祉サービス第三者評価事業が実施されています。  
このため、社会福祉事業の経営者は任意で第三者評価を受ける仕組みですが、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではないことなどから、施設運営の質の確保が必要であるとされ、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけています。  
これにより、子どもの最善の利益の実現のため、施設運営の質の向上を図ることを目指しています。
- (2) 児童発達支援・放課後等デイサービスの実施か所数が大きく増加したことにより、サービスの質の低下が危惧されています。  
中には、療育的機能のない補習塾的な機能や預かり中心の事業など、ガイドラインにそぐわないものもあり、実際に不適切な対応等が社会問題となっています。これらを、別の補助体系で行うことも考えられます。

## 3 適切な報酬を設定するための財源を確保すること

- (1) 参考資料(3)・(4)には、子ども・子育て支援制度予算に消費税財源が充てられていることが記されています。  
保育所等や放課後児童クラブ、児童養護施設等の社会的養護の量の拡充、質の向上が図ることとされています。  
具体的な事例として、保育所の3歳児の職員配置が20:1から15:1へ、児童養護施設等の職員配置も5.5:1から4:1等へと改善される予定ですが、障害児施策には消費税財源が充てられていません。
- (2) インクルージョンの推進を図るため、子ども・子育て支援制度予算の財源を障害児支援に充てることを検討いただき、これにより、平成24年の法改正時の制度設計にあった児童発達支援センター職員配置の共通する基準を一本化することにより、障害特性を踏まえた支援の報酬評価が実現できるのではないかと考えます。

# 参考資料(1)

## ○ 整備に当たっての基本的な方向性

児童発達支援は、通所により利用する身近な療育の場として、より近接した地域において量的な拡大を図っていく一方で、それぞれの場において、各障害別に関わりなく適切なサービスを受けることができるようサービスの質の確保を図ることも重要。

各障害別に関わらず適切なサービスを受けられるようにする **（質の確保）**

できる限り身近な場所でサービスを受けられるようにする **（量の拡大）**

- ◆ 児童発達支援センターがその役割を担い、関係機関等と連携を図りながら重層的に支援
- ◆ 児童発達支援事業との支援ネットワーク（支援方法の共有と事業への支援）（→別紙1、別紙2）

◇ 児童発達支援事業の基準設定を工夫し、児童発達支援事業の設置を促進

⑤ 法 第1種（知的通園、難聴通園、肢体通園）→第2種社会福祉事業へ（NPO法人等、多様な実施主体の参入）  
・多様な基準設定による弾力的な実施形態を認める

◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークにより地域をカバー（センターからの支援等により質も向上）

## ○ 整備量のイメージ（案）

### ◆ 児童発達支援センター

○ 地域支援を行う「センター」は、市町村～障害保健福祉圏域の範囲に1～2カ所設置のイメージ。

- ・概ね10万人規模に1カ所以上。
- ・人口規模の大きい市は、10万人を目安に複数カ所設置し、逆に人口規模の小さい市町村は、最低でも1カ所設置。

### ◇ 児童発達支援事業

○ その他の「事業」は、市町村の範囲に複数設置のイメージ。

- ・障害児の通園可能な範囲（例えば中学校校区など）を基準に最低1カ所以上。

（※放課後等デイサービスを含む）

# 参考資料(2)

## 実施基準設定に関する考え方(案)

実施基準については、報酬に影響することから、具体的な内容は24年度予算編成過程で検討するが、検討に当たっての基本的な考え方は次のとおり。

- 各施設の円滑な移行と、これまでのサービス水準を維持できるよう設定
- 施設の一元化の趣旨を踏まえ、各施設毎に異なっていた実施基準(人員・設備基準)について、一本化を図ることを基本

- ・福祉型児童発達支援センターは、現行の知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設からの移行を考慮し、共通する基準を一本化。併せて、これを基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。
- ・医療型児童発達支援センターは、福祉型の基準に加え、現行の肢体不自由児通園施設からの移行等を考慮し、医療法上の基準を適用する方向で検討。
- ・児童発達支援事業は、児童デイサービスからの移行を考慮し、児童デイサービスの基準を基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。
- ・現在、児童デイサービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者については、配置(兼務可)する方向で検討。  
※「サービス管理責任者」の名称等について検討。

- 障害によって専門的な支援を必要とする場合に、継続して提供できるよう設定

- ・知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害、発達障害等の特性を踏まえた支援が引き続き実施できるようにする。
- ・重症心身障害児(者)通園事業の円滑な移行に配慮した基準を設定(又は報酬上の評価)する。

# 参考資料(3)

令和3年度 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案の状況(内閣府資料抜粋)

## 令和3年度の消費税増収分の用途について

〈令和3年度消費税増収分の内訳〉 (公費ベース)

《増収額計：13.4兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3.4兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

3.89兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.1兆円

[注1] 増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

[注2] 用途に関しては、総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

# 参考資料(4)

## 令和3年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和3年度予算（案）においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養育の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円